

スイス法人から配当を受領した場合の 外国税額控除及び居住者証明の請求手続き

税理士 高山 政信

〔事例〕

日本法人S社の役員Aは、スイス親会社P社の株式を保有している。この度P社の配当決議により、Aは配当金額の35%の外国所得税額が控除された残額の振込を受けた。

役員Aの確定申告において、外国税額控除は、スイスで源泉徴収された35%の税額を控除していいのか。

また、役員Aが行うべき居住者証明書の請求手続きはどのようになるのか。

〔ポイント〕

スイス法人から配当を受けた場合について次の項目に分けて検討する。

- 1 スイス税制の概要
- 2 外国税額控除を適用する場合の税率
- 3 居住者証明書の請求手続き

〔検討〕

1 スイスの税制

(1) 概要

スイスは、26の州(Cantons)から構成される連邦国家である。スイスの連邦法人税の税率は85%であるが、納付した連邦税及び地方税が損金に算入されることから実効税率は7.8%となる。地方税が州ごとに異なるため、スイスにおける実効税率は12%から24%になっている。

法人についての繰越損失は7年間認められ、繰り戻しの還付はない。

所得税については、連邦税の最高税率が11.5%であるが、地方税が州ごとに異なるため、合計税率では14%から35%になっている。

スイスには、遺産税や贈与税の課税はなく、付加価値税の標準税率は7.7%である。

源泉徴収税率は、配当について35%、利子は、原則35%、使用料は0%である。

2 スイス法人からの配当を受ける居住者が確定申告する場合の外国税額控除

居住者が、外国法人からの配当を受ける際、外国所得税を納付することとなる場合には、控除限度額を限度として、その外国所得税の額をその年分の所得税の額から控除することが認められている(所法95①)。この場合、政令では次のとおり規定していることから、我が国の租税条約相手国において課することができるときとされている額を超えて外国税額控除をすることはできない(所法令222の2④四)。

「我が国が租税条約を締結している条約相手国等又は外国(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第三号(定義)に規定する外国をいい、同法第五条各号(相互主義)のいずれかに該当しない場合における当該外国を除く。以下この号において同じ。)において課される外国所得税の額のうち、当該租税条約の規定(当該外国所得税の軽減又は免除に関する規定に限る。)により当該条約相手国等において課することができることとされる額を超える部分に相当する金額若しくは免除することとされる額に相当す

る金額又は当該外国において、同条第一号に規定する所得税等の非課税等に関する規定により当該外国に係る同法第二条第三号に規定する外国居住者等の同法第五条第一号に規定する対象国内源泉所得に対して所得税を軽減し、若しくは課さないこととされる条件と同等の条件により軽減することとされる部分に相当する金額若しくは免除することとされる額に相当する金額」

なお、スイスが日本との間で締結する二国間租税条約に基づき、配当については一般に10%の限度税率を規定している（日・スイス租税条約第10条）。

したがって、配当金額の35%の外国所得税額が控除された残額の振込を受けたとしても、確定申告書において外国税額控除の適用対象とすることはできるのは、配当金額の10%の金額だけになる。

3 スイス法人からの配当を受ける居住者が行う「居住者証明書の請求」の手続き

(1) スイスでの還付手続き

スイス税務当局は、配当及び利子について個人が還付請求する様式としてForm931を定めている。

Form931は、スイス税務当局用に1st copy、2nd copyの4ページ、租税条約相手国の税務当局用に3rd copyの2ページ、納税者控え用に4th copyの2ページの全体で8ページの構成となっており、1st copy、2nd copy、3rd copyを納税者の所轄税務署に提出し、わが国の課税当局による居住者証明を受けてから、スイス税務当局にForm931の1st copy、2nd copyを提出して還付請求を行う。

(2) 日本での手続き

居住者が租税条約による租税の減免等を受けるため、租税条約の相手国の権限ある当局に対して、わが国の居住者証明書を提出する必要が生じたときは、納税者の所轄の税務署で証明請求を行うことができる。

スイス税務当局は、配当及び利子について個人が還付請求する様式（居住者証明書の様式）

としてForm931を定めていることから、Form931と国税庁様式の「居住者証明書交付請求書」に記入の上、証券会社からの配当金の計算書を証拠書類として添付して、所轄の税務署に提出し、わが国の居住者証明書を交付してもらうこととなる。

その際、Form931の居住者証明書の箇所の和訳を提出する必要があるので、次のような和訳を添付することになる。

【居住者証明の箇所の和訳】

CERTIFICATION BY THE COMPETENT TAX OFFICE

I certify that claimant named in this form was, at the dates indicated in column 5 on the front page, resident of Japan within the meaning of Article 4 of the Japan-Switzerland income tax convention; and that, to the best of my knowledge, the conditions for refund are fulfilled under the terms of the Convention.

権限ある税務当局による証明

当方の知り得る限りにおいて、この様式に記載された請求者は、前ページ5欄に示された日付において、日本国とスイスとの間の租税条約上、還付を受ける条件を満たした、当該租税条約第4条における日本国居住者であることを証明します。

なお、納税者のステータスを問うチェックボックスがあるので、日本国居住者である場合には、次の文の Yesにチェックを付ける（項目1.の他のbからdの問い合わせに対する回答は、 Noにチェックを付けることとなる。）。

Yes No 1. a) Are you a resident of Japan who is liable to tax the laws of Japan?

所轄の税務署より居住者証明書の交付を受けた後、その交付を受けたForm931をスイス課税当局に提出することにより、配当金額の35%の外国所得税額と10%の外国税額控除との差額の25%の外国所得税額の還付をスイス課税当局に請求することとなる。

なお、納税者が税理士等の代理人に権限を委任する場合には、国税庁様式の「居住者証明書交付請求書」を所轄の税務署に提出する際に、

「居住者証明書の交付請求及び受領に関する権限」を委任する旨の委任状（任意の様式）を併せて提出する必要がある。

4 まとめ

スイス法人から配当を受領した場合、最初にスイスの国内法に規定する税率で源泉徴収され、その後、居住者証明等を取得して還付請求し、最終的に、租税条約に規定する限度税率での課税関係になる。

日本での外国税額控除の適用上は、租税条約に規定する限度税率までの金額が外国税額として控除されることになる。